

# 令和7年度第1回川口市総合教育会議

日時 令和7年10月21日（火） 午後1時30分

場所 川口市役所第一本庁舎601第会議室

## 目次

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の抜粋版・・・・・・・・・・ P 1

川口市総合教育会議運営要綱・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 2

### 【議事】

(1) 川口市教育大綱の改定について・・・・・・・・・・・・・・・・ P 4

(2) 小中学校の適正規模・適正配置について・・・・・・・・ P 16

(3) 部活動の地域展開について・・・・・・・・・・・・・・・・ P 18

(4) 市立幼稚園の在り方について・・・・・・・・・・・・・・・・ P 21

## 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋版）

### （総合教育会議）

第1条の4 地方公共団体の長は、大綱の策定に関する協議及び次に掲げる事項についての協議並びにこれらに関する次項各号に掲げる構成員の事務の調整を行うため、総合教育会議を設けるものとする。

（1）教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策

（2）児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置

2 総合教育会議は、次に掲げる者をもって構成する。

（1）地方公共団体の長

（2）教育委員会

3 総合教育会議は、地方公共団体の長が招集する。

4 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、地方公共団体の長に対し、協議すべき具体的事項を示して、総合教育会議の招集を求めることができる。

5 総合教育会議は、第1項の協議を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者から、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。

6 総合教育会議は、公開する。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、この限りでない。

7 地方公共団体の長は、総合教育会議の終了後、遅滞なく、総合教育会議の定めるところにより、その議事録を作成し、これを公表するよう努めなければならない。

8 総合教育会議においてその構成員の事務の調整が行われた事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならない。

9 前各項に定めるもののほか、総合教育会議の運営に関し必要な事項は、総合教育会議が定める。

## 川口市総合教育会議運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、川口市総合教育会議（以下「会議」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(構成員)

第2条 会議は、市長及び教育委員会をもって構成する。

(会議の招集及び進行)

第3条 会議は、市長が招集する。また、進行は、教育委員会事務局の職員が務めるものとする。

2 教育委員会は、その権限に属する事務について協議する必要があると思料するときは、市長に対し、協議すべき具体的事項を示して会議の招集を求めることができる。

(会議の通知及び告示)

第4条 市長は、会議招集の日時、会議開催の場所及び会議に付議すべき議事を開会日の3日前までに告示し、構成員に通知しなければならない。ただし、急施を要する場合はこの限りでない。

2 構成員は、招集の当日、指定の時間までに指定の場所に参集しなければならない。

3 構成員は、招集に応ずることができないときは、その理由を付して会議開会前までに市長に届け出なければならない。

(会議の運営)

第5条 会議の会期は、1日とする。ただし、出席構成員の過半数がある必要があると認めるときは、会期を延長することができる。

第6条 構成員は、会議に積極的に参画するとともに、円滑な会議運営に協力しなければならない。

2 会議において調整を行った事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならない。

(意見聴取)

第7条 会議は、協議を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者の出席を求め、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第8条 会議は原則公開とする。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるとき、その他公益上必要があると認めるときは、この限りではない。

(傍聴)

第9条 会議の傍聴に関し必要な事項は、会議が別に定める。

(会議録)

第10条 市長は、次に掲げる事項を記載した会議録を調製するものとする。

(1)開催日時及び場所

(2)出席者の職・氏名

(3)議題及び議事の要旨

(4)その他市長が必要があると認めた事項

2 会議録は、市長が指名する2人の構成員の署名をもって確定するものとする。

(事務局)

第11条 会議の事務局を子ども部及び教育総務部に置く。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営等に関し必要な事項は、市長が会議に諮り、別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年7月2日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

# 1 川口市教育大綱の改定について

## 教育大綱とは

- 川口市教育大綱は、市政全般の総合的な計画である「第6次川口市総合計画」で示す将来都市像「産業と文化と自然が調和した輝きあふれるまち 川口」の実現を教育分野からめざし、本市における教育の振興を総合的かつ計画的に推進していくための指針として「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき定める。
- 基本理念、及び基本理念を実現するための基本目標、施策、推進の方針に基づく推進の柱で構成。
- 計画期間は5年間とし、本市の教育を取り巻く社会動向を勘案して策定。

## 改定にあたって

- 第6次川口市総合計画との整合性を図ることとし、これまでの大綱の方向性は継承。
- 変動が激しい社会情勢を踏まえ、本市の実情等を考慮し、複雑・多様化する教育課題に迅速かつ的確に対応するために新たな推進の柱を加えるなど、本市の教育の振興を総合的かつ計画的に推進していくための指針として改定するもの。

# 1 川口市教育大綱の改定について

## 川口市第6次総合計画【将来都市像】

### 「産業と文化と自然が調和した 輝きあふれるまち 川口」

#### 「めざす姿③」 こどもをみんなで育み、こどもが輝き活躍するまち

- 活力にあふれ、持続可能な地域であり続けるために、こどもたちが充実した養育環境・教育環境の下で健やかに成長し、大人になっても本市に愛着を持って住み続け、次世代の地域社会の担い手となる環境整備が重要。
- 好循環を維持していくために、市民、地域、行政が一体となってこどもの成長をサポートし、どのような環境にあるこどもにも豊かな学びの機会を確保。

#### 「めざす姿④」 学びとスポーツ・文化に親しみ、自己実現ができるまち

- 生涯学習やスポーツ、文化芸術を通じた、学び、活動は、こころとからだの健康維持・増進をもたらし、精神的・肉体的・社会的に良好な状態の向上に繋がることから、学びの施設やスポーツ・文化芸術の創造拠点を活用し、誰もが心豊かに自己実現できるまちをめざす。

教育分野における  
「めざす姿」

## 次期教育大綱基本理念（案）

### 「未来を創造する人材を育て、すべての人が輝く 川口の教育」

「いつの時代においても変わらない本質的なものを守りながら、  
時代の変化に適応していく」という「不易流行」の考えを踏襲。

- 教育力と指導力の向上を図るとともに、知・徳・体の調和が取れた人間形成を引き続きめざします。
- 全てのこどもたちがその能力と可能性を最大限に発揮できる教育環境を整備し、未来を創造する力を備え、次世代の地域社会の担い手となれる育成をめざします。
- 幅広い年齢層が参加できる教育機会を提供し、学習意欲の高まりを自己実現へと繋げるための支援を行い、すべての市民が精神的、肉体的、社会的に充実した状態を維持できる地域社会の形成をめざします。
- 市民一人ひとりが輝き、個性と魅力を伸ばしながら成長できる環境を整え、学びを通じて豊かな人間性を育み、市民が社会の変化に適応し、地域に活力をもたらすことができる人材の育成をめざします。

# 1 川口市教育大綱の改定について

## 教育大綱の体系

### 基本理念（案）

「未来を創造する人材を育て、すべての人が輝く 川口の教育」

基本目標	施策
Ⅰ すべてのこどもが学べる多様な環境づくり	1 幼稚園・小学校・中学校教育の充実
	2 高等学校教育の充実
Ⅱ こどもの成長をサポートする基盤づくり	3 教育力向上のための体制づくり
	4 誰もが適切な教育を受けられる環境の充実
	5 教育的資源の活用
Ⅲ 生涯学習・スポーツができる環境づくり	6 生涯を通じて学び続けられる環境の充実
	7 目的に応じてスポーツ・レクリエーション活動に親しめる環境の充実
Ⅳ 歴史の継承と文化芸術の発信	8 歴史的資源の保存と活用
	9 文化芸術の発信
Ⅴ 教育行政経営の基盤強化	10 教育施設の適正化

基本目標Ⅰ 子どもがのびのび学べる環境づくり		基本目標Ⅰ すべての子どもが学べる多様な環境づくり		変更
<b>施策1 幼稚園・小学校・中学校教育の充実</b> 幼児教育の充実 ア 幼児教育の推進 確かな学力と自立する力の育成を図る義務教育の充実 ア 一人ひとり確実に伸ばす教育の推進 イ 新しい時代に求められる資質・能力の育成 ウ グローバル化に対応する教育の推進 エ 技術革新や時代の変化に対応する教育の推進 オ 主体的に社会の形成に参画する力の育成 カ 特別支援教育の充実 キ 一人ひとりの状況に応じた支援 豊かな心と健やかな体の育成を図る義務教育の充実 ア 豊かな心を育む教育の充実 イ 生徒指導の充実 ウ 人権を尊重した教育の推進 エ 健やかな体の育成に向けた健康の保持・増進 オ 体力の向上と学校体育活動の充実	<b>施策1 幼稚園・小学校・中学校教育の充実</b> 推進の方針 幼児教育の充実 ア 幼児教育の推進 確かな学力と自立する力の育成を図る義務教育の充実 ア 一人ひとり確実に伸ばす教育の推進 イ 新しい時代に求められる資質・能力の育成 ウ グローバル化に対応する教育の推進 エ 技術革新や時代の変化に対応する教育の推進 オ 主体的に社会の形成に参画する力の育成 カ 特別支援教育の充実 キ 一人ひとりの状況に応じた支援 豊かな心と健やかな体の育成を図る義務教育の充実 ア 豊かな心を育む教育の充実 イ 生徒指導の充実 ウ 人権を尊重した教育の推進 エ <b>健康の保持・増進</b> オ 体力の向上と学校体育活動の充実	<b>施策2 高等学校教育の充実</b> 高等学校教育の推進 ア 魅力ある高等学校づくり イ 中高一貫教育の推進のための特色ある附属中学校づくり	<b>施策2 高等学校教育の充実</b> 推進の方針 高等学校教育の推進 ア 魅力ある高等学校づくり イ 中高一貫教育 <b>推進に向けた</b> 特色ある附属中学校づくり	変更
				<b>施策2 高等学校教育の充実</b> 高等学校教育の推進 ア 魅力ある高等学校づくり イ 中高一貫教育の推進のための特色ある附属中学校づくり
基本目標Ⅱ 子どもの成長をサポートする基盤づくり		基本目標Ⅱ こどもの成長をサポートする基盤づくり		変更
<b>施策3 学校の教育力向上</b> 質の高い学校教育を推進するための環境の充実 ア 特色ある学校づくりの推進 イ 教職員の資質能力の向上 ウ 学校組織運営の改善 エ 子どもたちの安心・安全の確保 オ いじめ防止対策の推進 カ 不登校児童生徒への支援 キ 教育相談の充実 ク 夜間中学の充実	<b>施策3 教育力向上のための体制づくり</b> 推進の方針 質の高い学校教育を推進するための環境の充実 ア 特色ある学校づくりの推進 イ 教職員の資質・能力の向上 ウ <b>学校組織運営の改善と働きがいのある職場づくり</b> エ こどもたちの <b>安全・安心</b> の確保 オ いじめ防止対策の推進 カ 不登校児童生徒への支援 キ 教育相談の充実 ク 夜間中学の充実	<b>施策4 地域の教育力・健全育成活動の充実</b> 地域の教育力・健全育成活動の充実 ア 学校・家庭・地域が一体となった教育の推進 イ 青少年の健全育成	<b>施策4 誰もが適切な教育を受けられる環境の充実</b> 推進の方針 地域の教育力・健全育成活動の充実 ア 学校・家庭・地域が一体となった教育の推進 イ 青少年の健全育成 ウ <b>地域クラブ活動（文化芸術・スポーツ活動）の推進</b>	変更
				<b>施策4 地域の教育力・健全育成活動の充実</b> 地域の教育力・健全育成活動の充実 ア 学校・家庭・地域が一体となった教育の推進 イ 青少年の健全育成
		<b>施策5 教育的資源の活用</b> 推進の方針 教育的資源の活用 ア 教育的資源の活用		現基本目標Ⅳ 施策8から移動

基本目標Ⅲ 市民が自己実現をめざせる環境づくり		基本目標Ⅲ 生涯学習・スポーツができる環境づくり		変更 変更
施策5 生涯学習活動の支援	<p>学び合い共に支える社会をめざす生涯学習の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 多様な生涯学習活動の支援</li> <li>イ ネットワーク機能を活用した図書館サービスの充実</li> <li>ウ 常に新しい発見ができる科学館の推進</li> </ul>	施策6 生涯を通じて学び続けられる環境の充実	<p>推進の方針</p> <p>学び合い共に支える社会をめざす生涯学習の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 多様な生涯学習活動の推進</li> <li>イ ネットワーク機能を活用した図書館サービスの充実</li> <li>ウ <b>新たな発見と学びのある科学館事業の推進</b></li> </ul>	変更
施策6 スポーツ・レクリエーション活動の支援	<p>スポーツ・レクリエーション活動を通じた元気な川口づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア スポーツ・レクリエーション活動機会の充実</li> <li>イ スポーツ団体の活動支援</li> </ul>	施策7 目的に応じてスポーツ・レクリエーション活動に親しめる環境の充実	<p>推進の方針</p> <p>目的に応じてスポーツ・レクリエーション活動に親しめる環境の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア スポーツ・レクリエーション活動の<b>推進</b></li> <li>イ スポーツ団体の活動支援</li> </ul>	変更 変更 変更
施策7 文化芸術活動の支援	<p>文化芸術活動の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 文化芸術活動の推進</li> <li>イ 文化施設の整備・充実</li> </ul>			
基本目標Ⅳ 地域におけるさまざまな資源の活用		基本目標Ⅳ 歴史の継承と文化芸術の発信		変更 変更
施策8 教育的資源の活用	<p>教育的資源の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 教育的資源の活用</li> </ul>	施策8 歴史的資源の保存と活用	<p>推進の方針</p> <p>歴史的資源の<b>保存と活用</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 文化財の調査・<b>収集・保存</b></li> <li>イ <b>文化財の活用</b></li> <li>ウ 伝統文化の<b>保護</b>と継承に関わる支援</li> <li>エ 古文書・写真等資料の保存と活用</li> </ul>	変更 変更 変更 変更
施策9 歴史的資源の保護と活用	<p>歴史的資源の保護と活用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 文化財の調査・保存と活用</li> <li>イ 伝統文化の保存・継承に関わる支援</li> <li>ウ 古文書・写真等資料の保存と活用</li> </ul>	施策9 文化芸術の発信	<p>推進の方針</p> <p>文化芸術の<b>発信</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 文化芸術活動の<b>支援</b></li> <li>イ <b>文化芸術拠点の活用</b></li> </ul>	変更 変更 変更
基本目標Ⅴ 教育行政経営の基盤強化		基本目標Ⅴ 教育行政経営の基盤強化		変更 追加
施策10 教育施設の適正化	<p>教育施設の整備・充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 学校施設の整備・充実</li> <li>イ 社会教育施設の整備・充実</li> <li>ウ スポーツ施設の整備・充実</li> </ul>	施策10 教育施設の適正化	<p>推進の方針</p> <p>教育施設の<b>適正な環境整備・充実</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア <b>小中学校の適正規模・適正配置</b></li> <li>イ 学校施設の整備・充実</li> <li>ウ 社会教育施設の整備・充実</li> <li>エ スポーツ施設の整備・充実</li> </ul>	変更 追加

※アイウエオ…推進の柱

# 川口市教育振興基本計画（改定素案）の概要

## 第1章 すべてのこどもが学べる多様な環境づくり

こども一人ひとりの特性や能力に寄り添い、誰一人取り残さない多様な学びの環境を整備し、持続的に発展する社会の創り手となる、知・徳・体のバランスのとれた人材の育成をめざします。

### 施策1 幼稚園・小学校・中学校教育の充実

#### 推進の方針 幼児教育の充実

- 推進の柱 ア 幼児教育の推進
- 1 「生きる力」の基礎を育む幼児教育の推進
  - 2 幼児教育の指導内容・指導方法の工夫・充実
  - 3 小・中学校と連携した幼児教育の推進

#### 推進の方針 確かな学力と自立する力の育成を図る義務教育の充実

- 推進の柱 ア 一人ひとりを確実に伸ばす教育の推進
- 1 全国学力・学習状況調査や埼玉県学力・学習調査の活用
  - 2 川口市学力向上支援事業の推進と指導内容・指導方法の工夫・改善
- イ 新しい時代に求められる資質・能力の育成
- 1 「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善の推進
  - 2 指導内容・指導方法の工夫・改善
  - 3 創意工夫を生かした特色ある教育活動
- ウ グローバル化に対応する教育の推進
- 1 グローバル化に対応する教育の推進
  - 2 キャリア教育の推進
- エ 技術革新や時代の変化に対応する教育の推進
- 1 情報活用能力の育成
  - 2 各教科等の指導におけるICT活用の促進
  - 3 校務の情報化の推進
- オ 主体的に社会の形成に参画する力の育成
- 1 こどもの意思表示による主体性の育成
  - 2 主権者教育の推進
  - 3 消費者教育の推進
  - 4 環境教育及び持続可能な開発のための教育（ESD）の推進
- カ 特別支援教育の充実
- 1 特別支援学級の設置と特別支援教育の推進のための体制整備
  - 2 特別な配慮を要する幼児児童生徒への適正な指導・支援の充実
  - 3 関係諸機関と連携を図る就学支援体制の充実
  - 4 教職員の専門性の向上
  - 5 交流及び共同学習の充実と支援籍学習の推進
- キ 一人ひとりの状況に応じた支援
- 1 日本語指導が必要な児童生徒への教育支援の充実
  - 2 学びの多様化学校設置による不登校児童生徒への支援の推進
  - 3 夜間中学校設置による様々なニーズへの支援の推進
  - 4 学力に課題のある児童生徒への教育支援の推進

# 川口市教育振興基本計画（改定素案）の概要

## 第1章 すべてのこどもが学べる多様な環境づくり

こども一人ひとりの特性や能力に寄り添い、誰一人取り残さない多様な学びの環境を整備し、持続的に発展する社会の創り手となる、知・徳・体のバランスのとれた人材の育成をめざします。

### 施策1 幼稚園・小学校・中学校教育の充実

#### 推進の方針 豊かな心と健やかな体の育成を図る義務教育の充実

- 推進の柱
- ア 豊かな心を育む教育の充実
    - 1 道徳教育の充実
    - 2 こどもたちの心を育む教育の推進
    - 3 川口の元気夢わーく体験事業やライフスキルかわぐちの推進
    - 4 読書活動の推進
  - イ 生徒指導の充実
    - 1 生徒指導体制の充実
    - 2 学校・家庭・地域・関係機関と連携した非行・問題行動の防止
    - 3 有害環境からこどもを守るための取り組みの推進
  - ウ 人権を尊重した教育の推進
    - 1 人権教育推進体制の充実
    - 2 人権教育の指導内容・指導方法の工夫・改善
    - 3 人権問題を主体的に考え行動する児童生徒の育成
    - 4 様々な人権課題に対応した教育の充実
  - エ 健康の保持・増進
    - 1 学校保健の充実
    - 2 性に関する指導や薬物乱用防止教育の推進
    - 3 学校給食の充実と食育の推進
  - オ 体力の向上と学校体育活動の充実
    - 1 児童生徒の体力向上の取り組み
    - 2 生涯にわたる豊かなスポーツライフを実現する資質の育成
    - 3 生活習慣の改善や運動習慣の確立
    - 4 地域と連携した部活動の運営

### 施策2 高等学校教育の充実

#### 推進の方針 高等学校教育の推進

- 推進の柱
- ア 魅力ある高等学校づくり
    - 1 学力向上のリーディング校としての教育の推進
    - 2 科学分野の知識や技術の習得を重視した教育の推進
    - 3 進路保証ができる教育の推進
  - イ 中高一貫教育推進に向けた特色ある附属中学校づくり
    - 1 特色ある教育活動
    - 2 計画的・継続的な教育課程

## 第2章 こどもの成長をサポートする基盤づくり

学校・家庭・地域と行政が相互に補完・連携し、併せて教育的資源を活用することで、こどものさまざまな社会経験や活動の場を増やします。さらに地域ぐるみの安全体制を整備し、こどもの成長をサポートする基盤強化をめざします。

### 施策3 教育力向上のための体制づくり

#### 推進の方針 質の高い学校教育を推進するための環境の充実

- 推進の柱
- ア 特色ある学校づくりの推進
    - 1 コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の活用
    - 2 学校支援員の配備・充実
    - 3 研究委嘱の充実
  - イ 教職員の資質・能力の向上
    - 1 研修や経験に応じた総合的、体系的な研修の充実
    - 2 児童生徒の豊かな心や人間性を育む教育や今日的課題に関する研修の充実
    - 3 学校訪問・学力向上訪問等の推進
    - 4 教育課題に関する実践的かつ先導的な調査研究の充実
  - ウ 学校組織運営の改善と働きがいのある職場づくり
    - 1 中核となる教職員、リーダーシップを発揮できる管理職の育成
    - 2 学校評価・人事評価の効果的な活用
    - 3 教職員の倫理観の醸成
    - 4 教職員の心身の健康の保持・増進
  - エ こどもたちの安全・安心の確保
    - 1 安全教育の推進
    - 2 学校の危機管理体制の整備・充実
    - 3 家庭・地域と連携した防犯・交通安全教育の推進
  - オ いじめ防止対策の推進
    - 1 いじめ防止対策の推進
    - 2 相談体制の充実
  - カ 不登校児童生徒への支援
    - 1 不登校対策の推進
    - 2 学校復帰等の意欲に応える機会の提供
  - キ 教育相談の充実
    - 1 学校における教育相談体制の整備・充実
    - 2 教育研究所における教育相談体制の整備・充実
    - 3 学校・家庭・地域・関係機関との連携
  - ク 夜間中学の充実
    - 1 学習指導要領に基づく教育課程の編成
    - 2 一人ひとりの生徒に応じた指導の充実と人的支援
    - 3 「学校」としての体験活動の充実
    - 4 夜間中学の施設整備

# 川口市教育振興基本計画（改定素案）の概要

## 第2章 こどもの成長をサポートする基盤づくり

学校・家庭・地域と行政が相互に補完・連携し、併せて教育的資源を活用することで、こどものさまざまな社会経験や活動の場を増やします。さらに地域ぐるみの安全体制を整備し、こどもの成長をサポートする基盤強化をめざします。

### 施策4 誰もが適切な教育を受けられる環境の充実

#### 推進の方針 地域の教育力・健全育成活動の充実

- 推進の柱
- ア 学校・家庭・地域が一体となった教育の推進
    - 1 地域学校協働活動の推進
    - 2 学校応援団の活動の充実
    - 3 学校・家庭・地域・関係機関等が連携した教育活動の充実
    - 4 家庭の教育力の向上
  - イ 青少年の健全育成
    - 1 青少年の育成と社会参加の促進
    - 2 青少年団体活動の奨励と指導体制の充実
    - 3 家庭・学校・地域社会等の連携による環境づくりの推進
    - 4 放課後児童クラブの質の向上と機能の充実
  - ウ 地域クラブ活動（文化芸術・スポーツ活動）の推進
    - 1 地域・学校と連携した推進
    - 2 モデル事業の実施
    - 3 指導者の量と質の確保
    - 4 市民の理解促進

### 施策5 教育的資源の活用

#### 推進の方針 教育的資源の活用

- 推進の柱
- ア 教育的資源の活用
    - 1 身近な地域資源・人材の有効的な活用

## 第3章 生涯学習・スポーツができる環境づくり

誰もが生涯学習やスポーツに親しめる環境づくりを通じて、一人ひとりの個性や魅力を伸ばし、自己実現を図ります。

### 施策6 生涯を通じて学び続けられる環境の充実

#### 推進の方針 学び合い共に支える社会をめざす生涯学習の推進

- 推進の柱
- ア 多様な生涯学習活動の推進
    - 1 生涯にわたる魅力ある多様な学習機会の提供
    - 2 魅力ある学習環境の整備の推進
    - 3 地域の連携による人材の育成と活用
  - イ ネットワーク機能を活用した図書館サービスの充実
    - 1 図書館資料の収集・保存
    - 2 レファレンスサービスの充実
    - 3 読書に親しむ機会の提供
  - ウ 新たな発見と学びのある科学館事業の推進
    - 1 科学に対する理解の深化、普及・啓発の推進
    - 2 特色ある事業・ワークショップ開催の充実
    - 3 博学連携による学校教育活動等の充実

### 施策7 目的に応じてスポーツ・レクリエーション活動に親しめる環境の充実

#### 推進の方針 目的に応じてスポーツ・レクリエーション活動に親しめる環境の充実

- ア スポーツ・レクリエーション活動の推進
  - 1 スポーツをする機会の創出
  - 2 スポーツの関心を高める機会の提供
  - 3 スポーツ情報の提供
- イ スポーツ団体の活動支援
  - 1 スポーツ団体の活動支援
  - 2 人材の確保・育成
  - 3 選手の育成・強化

## 第4章 歴史の継承と文化芸術の発信

指定文化財をはじめとした歴史的資源の保存と活用や、誰もが身近に文化芸術に接し活動する環境づくりを行うことで、歴史、文化、芸術をすべての人が学び、楽しみ、心豊かな生活の実現をめざします。

### 施策8 歴史的資源の保存と活用

#### 推進の方針 歴史的資源の保存と活用

- 推進の柱
- ア 文化財の調査・収集・保存
    - 1 文化財の調査及び指定
    - 2 文化財の管理・修理・復旧における支援
    - 3 文化財保存活用地域計画の策定に係る情報収集
  - イ 文化財の活用
    - 1 収集した文化財の紹介
    - 2 ソーシャルメディアを利用した広報
    - 3 施設の有効活用
  - ウ 伝統文化の保護と継承に関わる支援
    - 1 伝統文化の調査及び文化財指定
    - 2 伝統文化の保存・継承に関わる支援
    - 3 保存・公開の広報活動
  - エ 古文書・写真等資料の保存と活用
    - 1 文書の収集
    - 2 古文書等の保管方法の研究
    - 3 古文書・写真資料等のデータベース化
    - 4 古文書・写真等の活用方法の検討

### 施策9 文化芸術の発信

#### 推進の方針 文化芸術の発信

- 推進の柱
- ア 文化芸術活動の支援
    - 1 魅力ある文化芸術の鑑賞事業や創作体験の場の提供
    - 2 市民や文化団体等の活動支援
    - 3 文化芸術活動に携わる人材の育成
  - イ 文化芸術拠点の活用
    - 1 文化芸術拠点の活用
    - 2 計画的な施設の改修・設備の更新

## 第5章 教育行政経営の基盤強化

少子高齢化に伴う人口減少や、社会構造の変化を見据えた学校施設の適正規模・適正配置と、教育関連施設の適正整備に取り組みます。

また、安全・安心な教育環境の整備や効率的な管理・運営を行うことにより、教育行政経営の基盤強化を図り、良好な教育環境のもとで総合的な教育の発展をめざします。

### 施策10 教育施設の適正化

#### 推進の方針 教育施設の適正な環境整備・充実

- 推進の柱
- ア 小中学校の適正規模・適正配置
    - 1 中長期的計画に基づく教育環境の整備
    - 2 次代を見据えた学校教育の充実
    - 3 市民の理解促進
  - イ 学校施設の整備・充実
    - 1 安全・安心な施設整備の推進
    - 2 学習環境及び生活環境の整備
    - 3 学校施設の老朽化対策の推進
  - ウ 社会教育施設の整備・充実
    - 1 社会教育施設の計画的な整備
  - エ スポーツ施設の整備・充実
    - 1 スポーツに親しむことができる基盤の整備
    - 2 施設の長寿命化と適正化の推進
    - 3 質の高い施設サービスの提供

## 2 小中学校の適正規模・適正配置について

### (ア) 現在の進捗状況

#### a 適正規模・適正配置の概要

児童生徒にとって、よりよい教育環境の整備と教育の質のさらなる充実を目的に、小中学校において一定の集団規模や学級数を確保するとともに、学校施設の老朽化対策等の計画を組み合わせた中長期的な再編計画を作成し、統廃合等を含めた学校再編が必要となっている。

#### b 川口市立小中学校在り方検討委員会（以下、検討委員会）

全市的な学校再編に関する諸課題を検討するため、令和6年4月に教育局職員で構成する検討委員会を設置し、令和7年9月現在、10回（R6:7回、R7:3回）の会議を開催した。

令和6年度

- ・川口市立小中学校在り方審議会への設置に向けた準備及び議案の調整
- ・先進自治体への情報収集及び現地視察

令和7年度

- ・川口市立小中学校在り方審議会の議案の調整
- ・学校再編に関する方向性の検討及び行程の見直し
- ・小中学校適正規模適正配置基本方針の改定作業

#### c 川口市立小中学校在り方審議会（以下、審議会）

学校再編に関する教育委員会からの諮問に対して答申するための機関として令和6年10月に設置条例を制定し、令和7年1月から審議を開始した。

令和7年9月現在、4回の審議が行われた。

設置期間 令和7年1月～令和8年12月（2年間）

諮問内容 教育環境の整備と充実した学校教育の実現を目的に、基本方針の改定及び新たに学校再編計画を策定するための審議

第4回審議会終了後の令和7年8月20日、基本方針の改定に向けたこれまでの審議状況をとりまとめた第1回中間報告が提出された。

### (イ) 将来的な学校の在り方

#### a 基本方針

##### (a) 基本方針の主な変遷

平成24年2月 児童生徒数の減少や地域による学校規模の偏り等に対応するため、学校の存置基準や検討の進め方を設定した川口市小中学校適正規模適正配置基本方針を公表

令和2年3月 市内の通学制度の見直し等、社会情勢や教育施策の変化に伴い、同基本方針を改定（基準の変更は行っていない）

令和8年3月 さらに少子化や学校施設の老朽化への対応等、直面する教育課題の解決に向けて、全市的な学校再編を行うに

あたり、適正規模・適正配置の基準を見直すための改定を目指す。

(b) 今回の改定の要点

① 新たな基準の設定

児童生徒の利便性の向上や義務教育9年間の学びの継続性を最大限に活かすために、通学区域や通学時間等について新たな基準を設定する。

**基準 (案)**

通学区域 中学校区を基本に1中学校あたり1~3校程度の小学校で構成し、可能な限り小学校は同じ中学校へ進学する

通学距離 小学校は概ね1.5km以内、中学校は概ね2.0km以内

通学時間 小学校・中学校ともに概ね30分以内

② 統廃合等の考え方 (存置基準)

統廃合等については、児童生徒数の推移を見極めて適切に判断することが必要となる一方で、学校が地域コミュニティの拠点として重要な役割を有していることを踏まえ、検討を開始するための基準を見直す。

**基準 (案)**

過小規模 (6学級以下) の状態が2年継続し、翌年度以降も継続的に過小規模が予測される場合、統廃合等の検討を開始する

b 学校再編

基本方針に基づき、市内全域を対象とした学校再編計画の策定を目指す。

- ・既存の校舎・通学区を最大限に活用して、効率的な統廃合等を検討する。
- ・町会や主要道路・鉄道路線に配慮して必要に応じて通学区の調整等を行う。
- ・統廃合等の対象校のうち、立地等の状況で近隣校との統合等が困難な場合、義務教育9年間を一貫した教育を行う義務教育学校の設置を検討する。
- ・地域とより深い連携体制を築き、学校が地域コミュニティの拠点として在り続けるよう、公民館等の公共施設との複合化について検討する。

(ウ) 学校再編に向けた取り組み

a 主な行程 (案) ※検討委員会で行程の見直し等について検討中

令和8年3月 基本方針 (令和8年版) の公表 (予定)

令和8年12月 審議会答申

令和10年3月 (仮称) 川口市立小中学校再編計画の策定 (予定)

令和10年4月 周知期間、地域・住民説明、通学区の整備等

令和13年4月 学校再編 (I期) 開始

b 考慮すべき事項

適正規模・適正配置については、本市教育行政の指針である「川口市教育大綱」及び「川口市教育振興基本計画」との関連を十分に図るとともに、施設更新や学習環境の整備等に関する諸計画との連携・調整が重要となる。

加えて、都市計画や施設マネジメント等の関係部局との調整も必要であるため、部局を横断した連携に努め、効率的な学校再編に取り組んでいく。

### 3 部活動の地域展開について

#### (ア) 国の方向性及び、本市の現状と今後の推計

##### a 国の方向性

国は、今後少子化が進む中でも、将来にわたって生徒が地域で、多様なスポーツや文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保・充実することを目的に本事業を推進している。

令和6年度末に新たに示された国の有識者会議の「最終取りまとめ」によると、令和8年度から令和13年度を「改革実行期間」とし、休日については、この期間内に原則全ての部活動において地域展開の実現を目指すこと。また、平日についても、各種課題を解決しつつ更なる改革を推進していくこととした。

また、今年度、スポーツ基本法が改正され、第17条第2項に「地方公共団体は、(中略)中学校の生徒が地域においてスポーツに親しむ機会を確保するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。」と加えられた。

##### b 本市の現状と今後の推計

項目	令和元年度	令和6年度	令和17年度(推計)	備考
生徒数	13,815人	13,723人	10,765人	学校基本調査
教員数	714人	741人	581人 ※生徒数割合で算出	学校基本調査 (管理職、養護教諭、栄養教諭、事務職員除く)
部活動数	353部(運動部) 111部(文化部)	343部(運動部) 119部(文化部)	268部(運動部) 93部(文化部) ※生徒数割合で算出	中学校体育に関する調査

本市においても、今後、少子化に伴う生徒数の減少及びそれに伴う教員数の減少が見込まれ、部活動数の減少は避けられない状況であり、学校単独では、日頃の活動が成り立たなくなることや、大会・コンクール等に単独の学校では参加できないことが見込まれる。

また、令和6年度実施アンケートにおいて、生徒が「やってみたい活動」として回答した種目・分野は282種類に上るのに対し、現在、部活動として設置されている種目・分野は41種類であり、部活動という枠組みでは、多様化する生徒のニーズに応えることが困難である。

#### (イ) 川口市における地域クラブ活動推進に向けた基本方針と4つの重点施策

##### a 川口市における検討の経緯

本市では、地域クラブ活動推進へ向け、令和4年度に、「部活動の在り方に関する検討委員会」を設置し、令和5年度より「部活動地域移行推進協議会」へと名称変更し、協議を重ねてきた。令和6年度には、推進協議会として「休日の部活動を地域へ移行する時期」や「本市の基本方針」「基本構想イメージ」などを最終報告に取りまとめ、「令和9年9月を目途に、休日の

部活動を地域へ移行することが望ましい」と報告された。

b 基本方針

本市では、令和6年度の推進協議会最終報告を受け、本年度、地域クラブ活動推進に向けた基本方針を策定した。理念、方針は以下の通りである。

(a) 理念

「地域の子供たちは、学校を含めた地域で育てる」

～川口の子供たちが多様なスポーツ・文化芸術活動に親しむことができる、川口市のポテンシャルを生かした持続可能な地域クラブ活動へ～

(b) 方針

川口市では、学校教育の一環として学校が実施してきた「学校部活動」を、地域の団体や民間組織が実施主体となる「地域クラブ活動」として、実施可能な競技・分野から展開することを目指すとした。第一次目標を令和9年9月から、休日の活動を地域クラブ活動として展開することとし、最終的には、平日も含めた展開を目指すこととした。

c 4つの重点施策

(a) 子供が生涯にわたってスポーツや文化芸術活動に親しむことができる環境を整備する

→既存の学校部活動の種目に限らず、子供たちの多様なニーズに応じた「多種目」「多志向」「インクルーシブ」な環境を整える。

(b) 既存の地域クラブや少年団等の「数のポテンシャル」を生かした活動を推進する

→現在活動している地域クラブや少年団、公民館等で開かれている講座等も活動の受け皿とし、子供たちの多様なニーズに応える活動環境を整える。

(c) 地域クラブ活動の展開を市民とともに推進する

→地域説明会（タウンミーティング）の実施や各種団体等の会議に参加し、本基本方針等について広く周知を行う。

(d) 子供・保護者・教職員等、それぞれの思いを反映させた地域クラブ活動とする

→各種アンケート調査の実施等、意見聴取の機会を適宜設け、各地域や種目ごとに最適な地域クラブ活動とする。

(ウ) 今後の検討及び推進の方向性

a スケジュール（案）

令和7年11月 地域クラブを統括する組織設立の方向性を確定

令和8年1月 統括組織設立準備開始

令和8年3月 令和7年度推進協議会最終取りまとめ

令和8年9月 統括組織設立・加盟団体募集開始

令和9年4月 参加生徒募集開始

令和9年9月 休日の部活動原則廃止・地域クラブ活動開始

b 課題等

今後、令和9年9月の休日の地域展開へ向け、課題となってくることは、「人材・活動場所・予算」の確保である。指導者となり得る人材の確保については、早期に指導者登録制度及びリスト、いわゆる人材バンクを設置し、確保を図る。活動場所については、学校施設開放の仕組みを再整備することで、学校施設を有効活用する。初期段階の運営が円滑なものとなるための予算確保については、経済的に困窮する世帯への支援を中心に、国や県の補助の活用に加え、市としての補助制度の必要性等、検討を進めていく。

## 4 市立幼稚園の在り方について

### (ア) これまでの経緯

#### a 令和4年度行政評価外部評価委員会

幼稚園費が評価対象となり、課題解決への取り組みや今後の事業の方向性に関し、様々な意見や指摘を受けた。

【評価結果】抜本の見直し・改善の必要あり

【主な意見】

- ・無償化に伴い、(私立に対する)優位性がなくなった。
- ・PR不足も考えられるが、保育ニーズに対する課題の認識が十分でないことが園児数が少ない最大要因。
- ・園の存続について抜本的な見直しも含め、厳しい見直しの決断が必要(1園廃止の検討、舟戸幼稚園を残し、南平幼稚園を吸収することの検討)。

#### b 令和6年度第1回総合教育会議(令和6年8月9日)

少子化や子育てニーズの変化、幼児教育・保育無償化等の影響により、園児数が減少している市立幼稚園2園の現状や課題等について説明、意見を伺った。

【主な意見】

- ・段階的な統廃合は必要だが、慎重に検討し、特別な支援を要する児童や家族が困らないようにすること。
- ・多方面から様々な意見を聞くこと。
- ・民間の力も考慮しながら検討すること。

#### c 川口市立小中学校在り方審議会

総合教育会議の意見を踏まえ、小中学校の適正規模適正配置を検討する「川口市立小中学校在り方審議会」の諮問書に、幼稚園にも同様の課題があることを付記。

第2回から第4回審議会の中で市立幼稚園の現状を説明し(別紙参照)、学識経験者や市民等、各委員それぞれの立場から意見を聴取した。

##### (a) 第2回審議会(令和7年3月21日)

【説明内容】

- ・市立幼稚園の現状(園児数・運営費の推移)、市内未就学児の状況、保護者ニーズ、統廃合を含めた今後の在り方の検討が求められていること等を説明。

【主な意見】

- ・幼稚園に在任していた平成27・28年当時も園児数が減っており、保育内容について保護者から高い評価を得ていたものの、給食がないこと、施設の老朽化等から、園の存続に関する懸念はあった。
- ・時代の変化とともに幼稚園にも様々な課題があり、財政状況も逼迫していることが理解できた。

(b) 第3回審議会（令和7年5月27日）

【説明内容】

- ・統廃合を含めた方向性のパターンとして、A（2園存続）・B（2園統合＝1園存続・1園廃園）・C（2園廃園）の3案を提示、現行との比較や検討事項等について説明。

【主な意見】

- ・民間の幼稚園・こども園・保育園への移行を柱として考えてほしい。B案またはC案の方向性が良い。
- ・支援が必要な子供が増加し、療育を受けながら通園する子供もいるが、私立は教員の加配が難しい実情があるため、市が受け皿を担ってほしい。
- ・財政状況や園児の充足率から、現状のままの運営継続は難しいと考える。特別な支援を要する子供に配慮し、2園廃止ではなく、B案を選択しつつ、引き続き検討するのが良い。
- ・幼稚園ではなく、発達支援的な機能を持つ施設としての運営を検討してほしい。
- ・1園廃止すれば、市立幼稚園全て廃止の流れになる可能性が高い。この先、需要が生じて、運営再開は難しい。
- ・特別な支援が行き届いていないという声があるが、市の予算はそういうところに充ててほしい。

(c) 第4回審議会（令和7年7月30日）

【説明内容】

- ・「特別な支援を要する子どもの受け皿を検討すべき」との意見が多かったため、個別のニーズのある未就学児の利用施設等の現状を関係部署に確認した内容を紹介。受け皿不足の状況は認められなかったこと、市立2園も受け皿として機能していること等を説明。

【主な意見】

- ・未就学児の段階で、課題を持っている保護者はそこまで多くなく、基本的には、私立や市立の幼稚園・保育園に入れていると思う。市立幼稚園には、私立にいられなくなった子供も入園してくる。
- ・市立幼稚園を特別な支援を要する子供の受け皿に特化すると、教員や保護者の望む教育がしづらくなる可能性がある。受け皿とするのであれば、アシスタントの増員や、市域北への1園追加も考えてはどうか。
- ・公立幼稚園の役割はしっかりと残してほしい。市の財政的な問題で経費削減ということはわかるが、空き施設の活用など、工夫して運営してほしい。
- ・小中学校の過小規模校同様に、抱えている現状の課題を丁寧に調べ、研究を進めてほしい。

(イ) 市立幼稚園の在り方の方向性と課題

a 市立幼稚園の在り方の方向性

- ・行政評価外部評価委員会の指摘のとおり、園児数が定員の半分に満たない状況のまま、2園を継続運営することは効率的でない。
- ・幼稚園運営費はほぼ10年大きな変化はないが、園児数減少により、園児1人あたりの運営費は2.6倍となっている（平成26年度～令和5年度決算額）。
- ・市立幼稚園の保育・教育内容について、在園児保護者からは一定の評価を得ているが、延長保育や送迎バス、駐車場、給食等のサービス提供が求められている。
- ・市内子育て世代のニーズは、幼稚園から保育所にシフトしている。

→方向性（仮）・・・B案（2園統合／1園存続・1園廃園）

b 検討事項と課題

- ①統廃合対象園の選定
- ②統廃合時期
- ③統合後の存続園の在り方
- ④廃園後の施設（跡地）利用 など

(ウ) 今後の検討の進め方

a 検討体制

- ・市立幼稚園に関する例規・予算・事務は、教育総務課・庶務課・学務課・指導課が分担しており、小中学校の適正規模適正配置同様、組織横断的な検討が必要。
- ※検討経緯・結果の透明性の確保は必須（パブリックコメント、ホームページ等に対応）。

b 今後の事務の流れ

- ①市立幼稚園の在り方に係る方針案検討（上記検討事項と課題の整理）
- ②議会・保護者・地域等への説明、意見聴取
- ③方針案パブリックコメント、方針案修正
- ④方針策定
- ⑤廃園対象園募集停止（周知の翌年度から統廃合まで最低3年必要）
- ⑥統廃合に係る人員配置
- ⑦その他（統廃合周知、関係各所調整、詳細検討、例規改正等）

別紙

※第3回川口市立小中学校在り方審議会資料より

◆市立幼稚園の現状

市立幼稚園の概要 【令和6年5月】	舟戸幼稚園(昭和26年創立・築23年・園児43人) 南平幼稚園(昭和50年創立・築50年・園児38人) 特色：幼小中連携教育の推進、幼稚園教育要領に則した教育の実践、特別な支援を要する子供の受け入れ等
市内未就学児の状況 【令和6年5月】	市内教育・保育施設利用状況：認可保育所(6,072人) > 幼稚園(5,505人) > 認定こども園(1,154人)
園児数の推移 【令和元年→令和6年】	市内人口(3-5歳児)：15,422人→13,062人 市立幼稚園：154人→81人(在籍率38.6%) 私立幼稚園：9,190人→5,424人(在籍率56.8%)
幼稚園運営費の推移 【平成26年度→令和5年度】	決算額：129,363,102円→125,421,705円 園児数：241人→90人 園児1人あたり経費：536,776円/年→1,393,575円/年(2.6倍)
在園児保護者のニーズ 【令和元年6月】	市立幼稚園を選んだ理由：①保育内容(98.5%) ②先生(97.8%) ③保育料(92.0%)※R1.10月-幼児教育・保育無償化 幼稚園への要望：①延長保育(75.9%) ②3年保育(69.3%)※R3-実施中 ③送迎バス・駐車場(67.2%)
市内子育て世代のニーズ(0-5歳児) 【平成30年度・令和5年度】	教育・保育施設利用状況(平成30年度)：①認可保育所(41.6%) ②幼稚園(37.9%) (令和5年度)：①認可保育所(50.1%) ②幼稚園(25.4%) 施設の利用終了時間(平成30年度)：①14時(25.9%) ②18時(24.8%) ③17時(16.3%) (令和5年度)：①18時(27.9%) ②17時(24.6%) ③14時(22.0%)

◆市立幼稚園に関する評価・意見

行政評価外部評価委員会【令和4年度】	<p><b>評価</b> 抜本的見直し・改善の必要あり</p> <p><b>意見</b> ・無償化に伴い(私立に対する)優位性がなくなった ・PR不足も考えられるが、保育ニーズに対する課題の認識が十分でないことが園児数が少ない最大要因 ・園の存続について抜本的な見直しも含め、厳しい見直しの決断が必要(1園廃止の検討、舟戸幼稚園を残し、南平幼稚園を吸収することの検討)</p>
川口市総合教育会議【令和6年度】	<p><b>意見</b> ・段階的な統廃合は必要だが、慎重に検討し、特別な支援を要する児童や家族が困らないようにすること ・多方面から様々な意見を聞くこと ・民間の力も考慮しながら検討すること</p>

※校外教育及び公立幼稚園在り方検討委員会(令和4-5年度)における協議…行政評価外部評価委員会の結果を踏まえた諸課題の検討、他自治体アンケートによる事例研究、今後の方向性案の検討(継続・統合・廃園)等

◆市立幼稚園の在り方に関する方向性として想定できる具体的なパターン案

- 【背景】
- ・少子化の進行に伴う未就学児の減少
  - ・社会環境の変化による幼稚園から保育施設利用への需要のシフト
  - ・私立幼稚園の園児数減少、認定こども園への移行
  - ・幼児教育・保育無償化の影響等による公立幼稚園の園児数減少、全国的な廃園増加
- 市立幼稚園の現状、各方面の意見等を踏まえ、川口市においても統廃合を含めた在り方検討が必要

方向性案	内容	現行との比較(変化)			主な検討項目
		財政負担 (幼稚園運営費)	人員配置 (教職員)	特別な支援を要する子供の受入	
A 2園存続	現行2園のまま、PR強化やサービス拡充(延長保育や送迎バス・駐車場等)を実施し、園児数増を目指す	増加 (PR強化・サービス拡充経費)	現行どおり または増員	現行どおり	・PR強化・サービス拡充の内容・手法 ・財政負担増に見合う効果(園児数増)
B 2園統合 (1園存続・1園廃園)	2園を1園にまとめ、人員・経費を集中することにより、効率的・効果的な運営を目指す	減少	1園に集約	現行どおり	・存続・廃園対象園の選定 ・廃園時期 ・統合後の存続園の在り方 ・廃園後の施設(跡地)利用
C 2園廃園	2園を廃止し、幼児教育は民間に委ねる	減少(皆減)	人員配置なし (現職の配置先検討)	受入不可 (民間・他施設等に委ねる)	・廃園時期 ・廃園後の幼児教育の在り方 ・廃園後の施設(跡地)利用